

京都市乗合自動車整備管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第9号

京都市乗合自動車整備管理規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車整備管理規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第7条 整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) 随時必要な<u>点検</u>の実施に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>定期点検整備記録簿</u>、その他の点検及び<u>整備</u>に関する記録簿の管理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>第8条～第14条 (略)</p>	<p>第7条 整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) 随時必要な<u>点検</u>や<u>適切なタイヤ脱着</u>の実施に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>定期点検整備</u>、その他の点検及び<u>タイヤ脱着等の整備</u>に関する記録簿の管理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>第8条～第14条 (略)</p> <p><u>(大型車の車輪脱落事故防止措置)</u></p> <p><u>第15条 整備管理者は、タイヤ脱着作業を実施する場合には、計画的な作業を実施するものとする。</u></p> <p><u>2 整備管理者は、タイヤ脱着作業に関する作業要領を定め、作業者に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの点検・清掃方法等について、周知徹底を図るものとする。</u></p>

	<p>3 <u>整備管理者は、タイヤ脱着作業を実施した作業者に対し、その結果をタイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表に報告させるものとする。</u></p> <p>4 <u>整備管理者自らが作業を実施した場合には、整備管理者はその結果をタイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表に記入するものとする。</u></p> <p>5 <u>整備管理者は、タイヤ脱着作業を実施した車両について、概ね50km～100km走行後のホイール・ナットの増し締めを作業者に実施させ、タイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表に記録してホイール・ナットの増し締めが確実に行われていることを確認するものとする。</u></p>
<p><u>第15条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 日常点検に係る<u>点検整備記録簿</u>については、前年度分を保管し、点検整備記録簿については自動車点検基準第4条に定める期間以上、これを保管しなければならない。</p>	<p><u>第16条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 日常点検に係る<u>点検整備記録簿</u>及び<u>タイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表</u>については、前年度分を保管し、点検整備記録簿については自動車点検基準第4条に定める期間以上、これを保管しなければならない。</p>
<p><u>第16条～第23条</u> (略)</p>	<p><u>第17条～第24条</u> (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(交通局自動車部技術課)